

V 重要な会計方針

【重要な会計方針】

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|----------|------------------|
| (1) 公有用地 | 個別法による原価法を行っている。 |
| (2) 代行用地 | 個別法による原価法を行っている。 |
| (3) 代替地 | 個別法による原価法を行っている。 |

2. 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 法人税法に規定する定額法によっている。

3. 投資その他の資産の減価償却の方法

投資有価証券 個別法による償却原価法を行っている。

4. 引当金の計上方法

- | | |
|-------------|--|
| (1) 賞与引当金 | 役職員賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上している。 |
| (2) 退職給付引当金 | 職員の退職金給付に備えるため、埼玉県土地開発公社職員退職手当支給規程に基づき、当期末において全職員が退職した場合の支給見込額を計上している。 |

【注記事項】

(貸借対照表関係)

1. 代替地の評価替について 経理基準要綱の改正により、時価が取得原価より著しく下落し、近い将来明らかに回復する見込みがあると認められないため評価替を行った。

評価対象は、下落率30%以上の土地を対象とした。

時価評価による評価替を行った年月日：令和4年3月31日

評価前帳簿価格：41,419,575円

評価後帳簿価格：28,630,553円